

令和 6 年度 第 6 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年9月12日（水）午後2時00分から午後3時

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 （28人）

1 番 勝 又 忠 好 君	
3 番 加 藤 由 富 君	4 番 立 道 和 策 君
5 番 岩 瀬 茂 君	6 番 勝 又 政 昭 君
7 番 長 田 守 正 君	8 番 坂 本 登志雄 君
9 番 伊 倉 ふさ子 君	10 番 勝 亦 里 沙 君
11 番 小宮山 光 文 君	12 番 小宮山 勉 君
13 番 鎌 野 博 之 君	14 番 山 崎 嘉 幸 君
15 番 芹 沢 重 徳 君	16 番 勝 又 高 君
17 番 田 代 速 夫 君	18 番 内 田 元 和 君
19 番 鈴 木 政 信 君	20 番 土 屋 直 人 君
21 番 小 林 武 治 君	22 番 大 庭 省 一 君
23 番 勝 亦 康 雄 君	
25 番 渡 辺 義 文 君	26 番 勝 又 光 明 君
	28 番 石 田 澄 夫 君
29 番 滝 口 恵 治 君	30 番 杉 山 裕 君
31 番 林 良 三 君	

欠席委員 （3人）

2 番 杉 山 道 洋 君	24 番 勝 又 保 明 君
27 番 杉 山 光 利 君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 石田 萌乃 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

事務局長	ただ今から令和6年度第6回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
会長	--会長挨拶--
事務局長	ありがとうございました。 本日の出席の報告ですが、2番杉山道洋委員、24番勝又保明委員、27番杉山光利委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。 会長よろしく願いいたします。
会長	これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。
会長	日程3 議事録署名人の指名ですが、10番勝亦里沙委員、3番加藤由富委員よろしくをお願いします。
会長	日程4 会議書記の指名ですが、石田（萌）書記を指名いたします。
会長	日程5 農地法に関する報告事項に入ります。 報第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報第10号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年9月12日報告。今月の4条の届出は3件です。 （番号1から3について内容の読み上げ） 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
会長	長屋敷地とは、どういう転用なのか教えてもらえますか。
事務局	個人のものでなく、複数の方が住まれる賃貸アパートのことで、長屋とさす言葉がありますので、その言葉を使っております。
会長	駐車場とかではなくて、空き地になっているのですか。

事務局	建物自体がメインになりますが、付属して駐車場の計画もあります。
会長	確認させていただきました。
会長	報告事項でございますので、ご了承お願いします。
会長	報第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 報第 1 1 号 御殿場市農業委員会規程第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、事務局長が専決したので同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。令和 6 年 9 月 1 2 日報告。今月の 5 条の届出は 1 件です。 (番号 1 について内容読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	報告事項でございますので、ご了承お願いします。
会長	日程 6 農地法に関する議案に入ります。 議案第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 2 0 号 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 6 年 9 月 1 2 日提出。今月の 3 条許可申請件数は 1 件です。 番号 1 (議案書の内容読み上げ) 田 920 m² 譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。 整理番号 1 について、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	整理番号 1 について担当委員より調査結果の報告を求めます。
2 0 番委員	調査日は令和 6 年 9 月 1 日です。譲渡人と譲受人の息子さんと、現地で確認いたしました。

申請行為については、間違いありません。確認できました。

譲渡人は経営規模縮小をするために、農業を少しずつ減らしていきたいということです。譲受人は拡大したいということで、譲渡の成立ができたということです。基本的には二人とも農家で、特に大きな問題点はなく、作業も同じように続けていくということです。

場所的にも近くですから、大きな問題点はないと思います。

耕作管理も基本的には問題ありませんでした。

農地の転貸しもなしということです。使用状況もほぼ同じように使用するということで変更はないので、大きな問題点はないと確認できました。

調査は以上です。よろしくお願いします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いします。
議案第21号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年9月12日提出。今月の5条許可申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 1,895 m²

転用内容は、売買による太陽光発電設備です。

農地の区分は、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

16番委員 調査日は令和6年9月3日です。譲渡人、譲受人の2名については娘さんにお話しを伺いました。もう2名は連絡がつかず、代理人の法律事務所にお伺いしました。連絡がつかないので、電話にて調査をしました。

申請行為につきましては、譲受人は本人が申請したもので、間違いはありませんということです。譲渡人の4名も本人が申請したもので、間違いはありませんということです。

転用理由、譲受人は環境に配慮した自然エネルギー事業に取り組むことで、今後耕作が困難となる農地を有効活用し、地域活性化に協力しながら貢献したく申請に及んだということです。譲渡人は、耕作が困難であり、要望に応じて休耕地の有効利用に協力しますということです。

資金ですが、全て自己資金で対応しますということです。

他の権利者が有するものがあるかは、他の権利設定はありません。

転用時期の開始時期については、許可後すぐに着工したいということです。

他法令による許可等を必要とする場合、他法令については問題ないと考えます。

転用面積ですが、1,895 m²で、事業目的から考えて適正であると考えています。

周辺への影響ですが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するという事です。近隣の所有地の方には、挨拶をしてあるということでございます。

今回連絡が取れなかったものですから、譲渡人の1人は耳が遠くて電話でお話ができないということと、もう1名は施設に入っていて連絡がとれないということで、親戚の方が確認をしました。他の2名も連絡が取れないので、代理人の法律事務所に伺いました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

7 番委員

わたしの近所でも太陽光の土地を探している人が多いですが、ここの土地は休耕されていたのですか。

事務局

そうです。

7 番委員

荒れていますか。

事務局

現地を見た限り、休耕地だったと思います。

7 番委員

荒れていない休耕地ですか。

1 6 番委員

荒れている。3年ぐらい前から話しがあります。

7 番委員

売りたいよね。

そういう話なら良いですが、話は別ですが、たまたま草を刈っていたら8反歩ぐらいある牧草を作っているところに太陽光という話がありました。忙しかつたので大した対応はしませんでした。私の地区でもこの前許可を出しました。虫食いをされるような感じがします。それは、慎重に対応したいと思います。

4 番委員

太陽光の会社が色々ときていますが、親会社が中国の不動産屋とか、わからないですね。

事務局	仮にそうだったとしても、そこまではわかりません。必要書類に定款等が含まれており、そのようなことはないと思いますが。
4 番委員	今後その辺も幽霊会社で上が中国だったとか、慎重に目を配ってもらって、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。
会長	太陽光の業者は色々なところがあります。テレビコマーシャルとやっているところは県下でも西部に入っています。わたしのところにも都内から、謄本の写しを送ってこられたことがありました。ぜひ気を付けてください。
会長	他に何かございましたら、お願いします。
会長	無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。 太陽光については、細心の注意をはらっていきたいと思います。
事務局	次に日程 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。 議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。 議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 22 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和 6 年 9 月 12 日提出。 議案書 6 ページの議案第 22 号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。 本議案は、公告予定日が 9 月 13 日の利用集積計画となります。 本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が 5 件で、合計面積は 17,986 m ² 、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。 番号 1 ～ 3 (議案書の内容読み上げ) 6 筆 6,905 m ² 番号 4ー1 (議案書の内容読み上げ) 2 筆 4,137 m ² 議案 4ー2 (議案書の内容読み上げ) 5 筆 6,944 m ² 以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
会長	ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	無いようなので、採決に入りたいと思います。

会長

本案について賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 令和6年度東部地区農地利用最適化推進研修会資料について
2. 地域計画研修会について
3. 視察研修について
4. 先進地活動事例（広島県 東広島市）紹介並びに協議
5. 農業会議情報について
6. 「ごてんばの日」記念イベント開催に伴う招待状の配布
7. ゴテンバみらいプロジェクトについて
8. 次回総会 10月15（火）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長

委員の皆様、連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

4番委員

イベントは何ですか。どうすればいいのか、行けということですか。

事務局

高校生などを中心に100名の募集をして、すでにいっぱいになっていると聞いております。そういうイベントがありますというのをご承知いただければということで、ご案内させていただきました。その日に来てくださいということではございません。

4番委員

イベントの見学に来てくださいということではないですね。

事務局

そういうことでは、ございません。

事務局長

100名で高校生以外の方も稲刈りします。こういうイベントがあるというご承知だけ、次回に様子をお伝えしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

令和6年度第6回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 1 0 番 _____

議事録署名人 3 番 _____